

子ども議会 議案第2号

基山町児童館設置に関する条例の制定について

基山町児童館設置に関する条例を次のように定める。

令和6年9月28日提出

基山町長 石井 将喜

基山町子ども議会 条例第2号

基山町児童館設置に関する条例

第1条 町に子どもたちの居場所となる児童館を設置する。

2 設置する場所は、今まで子どもたちを育ててきた旧基山保育園跡地とする。

第2条 利用者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学習意欲がある者
- (2) 他の利用者との交流を深めたいと思っている者
- (3) 自分の居場所を求めている者
- (4) その他町長が認める者

第3条 児童館の利用料金を次のとおり定める。

- (1) 1階は無料のフリースペースとする。
- (2) 2階は有料とし、中学生以上を対象とした学習スペースとする。

第4条 施設の管理については、事業者管理に委託することができる。

2 委託を受けた者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の運営に関すること。
- (2) 施設の整備、清掃に関すること。

3 委託を受けた者は、地域活動に積極的な人物を施設の管理者として選定しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

学生の学力向上や子どもの居場所づくり、勉強環境の整備や学生の勉強意欲の向上などを維持させるため、児童館を設置する。